

編集発行人

株式会社 船井総合研究所 取締役 三上 元 TEL:06-314-3901
 株式会社FPシミュレーション 代表取締役・税理士 三車 厚二 TEL:06-946-8011

◎ 自社株評価の改正ポイント (3)

Q: 中会社の併用方式における「L」の割合の改正について教えてください。

A: 中会社の株式は、大会社の株式を評価する場合の類似業種比準方式と小会社の株式を評価する場合の純資産価額方式との併用方式によって計算した金額によって評価します。併用方式は、類似業種比準価額と課税時期における一株あたりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）を基に、1株あたり価額を求める方式です。具体的には次の算式によって計算します。

$$\text{類似業種 課税時期における1株あたりの純資産価額} \\ \text{比準価額} \times L + (\text{相続税評価額によって計算した金額}) \times (1 - L)$$

改正前において、中会社の株式の評価はLの割合によって2段階に分けて評価することになっていました。

しかし、今回の改正においては、会社規模の判定と同様に従業員基準を導入し、中会社を従来の2区分から大・中・小の3区分にし、Lの割合は 0.9、0.75及び0.6の3段階とすることになりました。改正後は、直前期末における総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）、従業員数及び直前期末以前1年間における取引金額の三つの要素から会社の規模及びLの割合を判断することとなりました。判定の順序は、①判断要素の総資産価額（帳簿価額）と従業員数とでは従業員数が優先②「①の判定結果」と取引金額とでは上位に位置するものが優先となります。

◎ 改正後のLの割合の判定基準表

イ 総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数に応ずる割合

卸売業	8000万円以上 (従業員数が10人以下の会社を除く)	7億円以上 (従業員数が30人以下の会社を除く)	14億円以上 (従業員数が50人以下の会社を除く)
卸売業以外の業種	5000万円以上 (従業員数が10人以下の会社を除く)	4億円以上 (従業員数が30人以下の会社を除く)	7億円以上 (従業員数が50人以下の会社を除く)
割合	0.60	0.75	0.90

ロ 直前期末以前1年間における取り引き金額に応ずる割合

卸売業	2億円以上25億円未満	25億円以上50億円未満	50億円以上80億円未満
卸売業以外の業種	8,000万円以上7億円未満	7億円以上14億円未満	14億円以上20億円未満
割合	0.60	0.75	0.90